

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援（令和3年度補正予算分）に関するFAQ

（令和4年2月2日更新版（問27の下線部修正））

No.	質問	回答
1	令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和3年度補正予算分）は、いつからいつまでの期間に実施したものが補助対象か。	令和3年度（令和3年度補正予算分）における補助は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間に行う事業が対象となります。 ※令和4年度（令和3年度からの繰越分）の取扱いはNo.24以降を参照ください。
2	物品等を購入し、令和3年度中に納品されたが、支払が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされるのか。 また、令和3年3月分までの手当等の支給が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされるのか。	物品等の購入については、令和3年度中に納品されていれば、支払が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされます。 また、手当等の支給については、令和4年3月分までの業務に係る手当等であれば、支給が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされます。
3	地方負担1/2とされているが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和3年12月27日付内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室連名事務連絡）において、当該交付金の対象事業となっています。
4	本事業について、同一法人が同じ敷地内で保育所と地域型保育事業を行っている場合は、両方から申請が可能となるのか。 また、延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）も行っている場合はどうか。	保育所等の施設と地域型保育事業の両方を行っている場合は、それぞれ上限額まで申請が可能です。 また、延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）を行っている場合は、当事業とは別に、子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）による補助があります。
5	ベビーシッターも対象となるのか。	認可外の居宅訪問型保育事業についても対象となります。 ただし、複数の保育に従事する者を雇用しているもの（以下、「事業者」という。）に限ります。事業者は、所属するベビーシッターそれぞれの活動状況を考慮した上で、必要な物品の購入支援等を行う必要があります。
6	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、どのように配分すればよいか。	本事業は、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援として、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援の「かかり増し経費」に積極的に御活用いただくようお願いいたします。 なお、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」（以下、実施要綱という。）の4（11）③のとおり、実施要綱の3（2）④イの事業の実施のみとならないようお願いいたします。
7	実施要綱の3（2）④イ「感染症予防の広報・啓発等を行う事業」の「等」にはどのようなものが含まれるのか。	施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために要した費用で、自治体が必要と認めたものとなります。

No.	質問	回答
8	本事業で慰労金を支給することは可能か。	この事業において、慰労金は対象となりません。
9	職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。 また、万が一職員が施設に出勤後に発熱した際に備え、施設で医療用抗原検査キットを購入しておきたいが、対象経費として認められるか。	本事業については、No. 6でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたいと考えています。 PCR検査費用等については、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず施設の負担で検査を受けることとなった場合（保育所等が行政検査の対象とならない）等については、事業を継続的に実施していくために必要な経費として、その費用を補助対象とすることは差し支えありません。 また、医療用抗原検査キットについても、事業を継続的に実施していくために、必要な範囲であれば、その費用を補助対象とすることは差し支えありません。 なお、職員に症状がある場合には、速やかに医療機関を受診させるようにしてください。
10	かかり増し経費として手当等を支給する際、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。	感染症対策に関する業務の実施として、通常よりもかかり増した手当等の支給であれば、勤務時間外に限るものではありません。 事業趣旨等を踏まえ、有効的にご活用いただきますようお願いいたします。
11	「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。 また、かかり増し経費を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか。	必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。 かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類が必要と考えられますが、業務負担軽減の観点からできる限り簡素化していただきたいと考えます。（例：支払明細書のみ提出とし、いつ、どのような勤務をしたか等、詳細なものは求めない。）
12	実施要綱 4 (11) ②の要件の確認にあたり、どのような資料を提出させればよいか。	既存の資料や確認書（任意様式）その他感染防止対策の取組が確認できる資料の提出などにより確認してください。 なお、自治体にある既存の資料で確認できる場合には、提出書類を簡略化するなど、業務負担の軽減に努めてください。
13	実施要綱 4 (11) ②にある「感染症対策計画の策定」について、具体的にどのようなものを策定すればよいか。	新たな計画を策定する必要があるわけではなく、保育所保育指針により作成することとなっている保健計画など、各施設等において既に作成している計画に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加するなどにより御対応ください。

No.	質問	回答
14	令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和3年度補正予算分）を活用しようと考えているが、補助基準額は、いつ時点の認可定員で適用されるのか。	令和3年度（令和3年度補正予算分）においては、令和3年12月1日時点の認可定員（認可外保育施設は、都道府県等に届出した利用定員）となります。 ただし、居宅訪問型保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に限る。）については、令和3年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数となります。 なお、年度途中に開設した施設は、開設日時点の認可定員（認可外保育施設は設置以降に都道府県等に届出した利用定員）が適用となります。
15	保育所等において、令和3年度に令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和2年度第3次補正予算分）の交付決定を受けたが、令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和3年度補正予算分）を改めて交付申請できるのか。	令和3年度に令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和2年度第3次補正予算分）の交付決定を受けた場合、補助金の対象経費の内容が重複していなければ、令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和3年度補正予算分）を改めて交付申請することが可能です。
16	かかり増し経費の具体的内容として、「施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援」とあるが、保育所等の施設が物品を一括購入し、職員に配布した場合も補助対象になるのか。	職員個人が使用する物品を施設が一括購入し、配布した場合も補助対象として差し支えありません。
17	幼保連携型認定こども園が申請する場合は、2号認定と3号認定の定員数で補助基準額が決まるのか。もしくは、1号認定も含めた園全体の定員数で決まるのか。	幼保連携型認定こども園については、1号認定、2号認定及び3号認定を合わせた児童の定員数に応じた補助基準額となります。
18	保育所等の職員のワクチンの職域接種などに伴い、代替職員として非常勤職員を雇上げする必要がある場合の代替職員の賃金は補助対象になるのか。	勤務時間中のワクチン接種により、やむを得ず人員確保が必要な場合、事業を継続的に実施していくために必要な経費という観点から、かかり増し経費として、自治体において補助対象と判断することは差し支えありません。
19	かかり増し経費として職員への手当等を支給した場合に増額した法定福利費等の事業主負担分は、補助対象になるのか。	かかり増し経費として職員への手当等を支給したことにより増額した法定福利費等の事業主負担分は補助対象になります。
20	企業主導型保育事業は対象となるのか。	企業主導型保育事業は認可外保育施設として補助対象になります。
21	事業所内保育施設を運営しており、補助金を申請する予定であるが、交付申請書の別表の施設種別は、「事業所内保育施設（認可）」と「認可外保育施設」のどちらを選択して記入すべきか。	市町村による認可事業（地域型保育事業）として事業所内保育施設を運営している場合には、「事業所内保育施設（認可）」を選択して記入してください。また、これによらない場合には、「認可外保育施設」を選択して記入してください。
22	分園を設置する施設は本園と分園を分けて、それぞれの施設から申請できるのか。	「保育所分園の設置について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に基づく分園で、本園とは別に、市町村等が本事業の活用を必要と認める施設の場合、本園と分園を分けて、それぞれの施設から申請可能です。
23	令和2年度以前に行った手当等の支給や物品等の購入は、本事業の補助対象となるのか。	令和3年度の補助対象は、令和3年度の補助対象期間に事業を実施するものが対象であり、令和2年度以前に支出したもののについては補助対象になりません。

No.	質問	回答
24	<p>この事業は令和3年度予算であるが、令和4年度にもこの予算は活用できるようになるのか。また、令和3年度に支出したものを令和4年度に交付申請できるのか。</p>	<p>本事業は、令和3年度に実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための事業ですので、令和3年度の事業実施にご活用ください。</p> <p>ただし、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和4年度においてもこの予算が活用できるように、厚生労働省において予算の繰り越し（本省繰越）を行います。本事業は繰越明許費の対象事業のため、翌債及び明許繰越の対象になっています。</p> <p>なお、交付申請にあたっては、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に行う予定の職員への手当等の支給や物品等の購入については、令和4年度（令和3年度からの繰越分）にかかる交付要綱に基づき、令和4年度予算分として交付申請を行ってください。 ・原則、令和3年度中に物品等の購入を行い、令和3年度予算分として交付申請を行うもの（地方繰越を行わないもの）は、令和3年度末までに物品等の受領を完了するものを申請してください。 ・令和3年度中に物品等の購入を行い、令和3年度予算分として交付申請を行ったが、やむを得ない理由により物品の受領及び支払いが令和4年度になる場合には、必ず地方繰越の手続きを行ってください。 ・令和3年度中の職員への手当等の支給に係る交付申請は、令和3年度予算分として行ってください。地方繰越はできません。 <p>※令和3年度に令和3年度（令和3年度補正予算分）として、国から補助基準額全額（上限額）に補助率（1/2）を乗じた額が交付決定された場合（又は地方繰越した場合）は、令和4年度（令和3年度からの繰越分）の交付申請はできません。</p>

No.	質問	回答
25	<p>保育所等において、令和3年度に事業を一部実施（令和3年度における手当等の支給）し、令和4年度にも事業を実施（令和4年度における手当等の支給）する予定である。令和4年度において、施設が自治体に対し、補助金の交付を申請できる金額はいくらまでか。</p>	<p>令和4年度に補助金の交付を申請できる金額の上限は、補助基準額（定員区分ごとの単価）から、令和3年度に令和3年度補正予算分として交付決定された金額（国負担分1/2と自治体負担分1/2の合計）を差し引いた額までとなります。</p> <p>（例）定員60人以上の施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 50万円（a） ・令和3年度（令和3年度補正予算分） 交付決定額 30万円（b） （国（1/2）：15万円、自治体（1/2）：15万円） ・令和3年度（令和3年度補正予算分） 実支出額 10万円（c） <p>○令和4年度（令和3年度からの繰越分） 交付申請額の上限 20万円 （50万円（a）－30万円（b）＝20万円）</p> <p>※差し引く金額は、令和3年度（令和3年度補正予算分）の交付決定額であり、令和3年度（令和3年度補正予算分）の確定額（実際の支出額）ではありません。</p> <p>このため、令和3年度（令和3年度補正予算分）の交付申請にあたっては、令和3年度に必要とする経費を精査の上、申請してください。</p>
26	<p>令和3年度に支給した職員への手当や物品等購入の費用を令和4年度（令和3年度からの繰越分）の補助対象としてよいのか。</p>	<p>令和3年度に行った職員への手当や物品等購入の費用については、令和3年度分の補助対象額であることから、令和3年度分として交付申請してください。なお、令和4年度（令和3年度からの繰越分）の対象とはなりませんので、申請にあたってはご注意ください。</p>
27	<p>代替保育士の確保や濃厚接触者となった保育士のために行う自費検査等の費用について、既存の補助金の活用は可能か。</p>	<p>NO.7やNO.9で考え方をお示ししていますが、保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））は、保育所等において保育を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に応じて御活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において代替職員の確保に必要な経費 ・行政検査の対象とならず、やむを得ず保育所等の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費 ・地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、2日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費 ・職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で施設が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。） ・その他自治体が保育の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの）